

口蹄疫等家畜伝染病の発生時における緊急防疫措置に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県建設業協会（以下「乙」という。）とは、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又はこれに準ずる家畜伝染病（以下「口蹄疫等」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合に、そのまん延を防止するために行う緊急防疫措置（以下「緊急防疫措置」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、口蹄疫等が発生した場合又はそのおそれがある場合における緊急防疫措置について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（対象業務）

第 2 条 緊急防疫措置に係る業務のうち、この協定により甲が乙に協力を要請するものは、次のとおりとする。なお、業務にあたっては、甲の指示のもとに行うものとする。

- (1) 家畜及び家きん(以下「家畜」という。)の埋却処分に係る作業
- (2) 緊急防疫措置に必要な重機、運搬車両及び資機材の調達
- (3) その他甲が必要と認める作業

（情報の共有化）

第 3 条 甲及び乙は、この協定に基づく防疫措置が円滑に行われるよう、随時、次の資料を相互に交換して保有するものとする。

- (1) 防疫措置に係るマニュアル等
- (2) 連絡責任者及び担当者の職、氏名及び連絡方法等
- (3) その他必要な事項

（協力要請）

第 4 条 甲は、第 2 条に掲げる対象業務について、乙の会員が保有する資機材及び作業員の応援が必要と認めるときには、書面により、乙に協力を要請することができる。乙は、要請があったときは、甲に協力するものとする。

2 甲が必要と認めるときは、書面による協力要請に代えて、口頭により要請を行うことができるものとする。ただし、この場合においても、業務着手後速やかに、甲は書面を乙に交付するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 2 条に掲げる対象業務に係る経費については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第 6 条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては富山県農林水産部農業技術課、乙にあっては社団法人富山県建設業協会事務局とする。

(従事者の損害補償)

第 7 条 第 4 条の規定に基づき、緊急防疫措置に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働災害補償保険法(昭和 22 年法律 50 号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、災害に際し応急措置の業に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例(昭和 38 年富山県条例第 15 号)により行うものとする。

(細目協定)

第 8 条 この協定に基づく防疫業務の実施に関して必要な事項の細目については、別に定めるものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

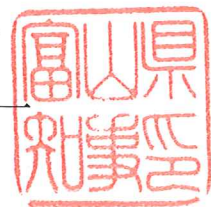
(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 9 月 12 日

甲 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 石 井 隆



乙 富山県富山市安住町 3 番 14 号
社団法人富山県建設業協会
会 長 近 藤 駿

